

岩見沢市栗沢市民センター条例の施行期日を定める規則の概要

第1 制定の趣旨

現在建設中の岩見沢市栗沢市民センターについて、この度、供用開始する時期を令和3年1月1日に決定したことを受け、岩見沢市栗沢市民センター条例（令和2年条例第18号）の施行期日を定める。

第2 規則の内容

条例の施行期日を令和3年1月1日とする。

岩見沢市規則第34号

岩見沢市栗沢市民センター条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年9月2日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市栗沢市民センター条例の施行期日を定める規則

岩見沢市栗沢市民センター条例（令和2年条例第18号）の施行期日は、令和3年1月1日とする。